

所定疾患施設療養費 I・II

2023年度

【算定条件】

- 肺炎・尿路感染症・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を要する場合のみ)・蜂窩織炎の診断に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。
- 同一の入所者につき、1ヵ月に1回、所定疾患施設療養費 I は連続した7日間を限度、所定疾患施設療養費 II については連続した10日間を限度として算定する。
- 診断、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- 緊急時施設療養費(緊急時治療費および特定治療)を算定した日は算定しない。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 当該介護保険施設サービスを行う施設の医師が感染対策に関する研修を受講していること。(所定疾患施設療養費 II)

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
診 断 名	肺炎													
	人数	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	4
	治療日数	2	0	0	5	0	5	0	0	0	0	7	0	19
	尿路感染症													
	人数	5	6	3	13	1	6	5	7	14	8	1	11	80
	治療日数	24	36	17	75	5	30	25	35	82	48	7	58	442
	带状疱疹													
	人数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	治療日数	0	0	5	0	0	6	0	0	0	7	0	0	18
	蜂窩織炎													
	人数	2	2	0	1	0	1	0	1	2	1	2	2	14
	治療日数	12	14	0	7	0	5	0	7	14	7	7	11	84